

第76回 税理士試験
〔 国税徴収法 〕
解答速報

第76回 税理士試験 国税徴収法

Z-76-H〔第一問〕問題

〔第一問〕 - 40点 -

問1 (20点)

次の(1)及び(2)の事項について説明しなさい。

- (1) 徴収職員の質問及び検査について
- (2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について

問2 (20点)

次の(1)及び(2)の問に答えなさい。

- (1) 国税徴収法における「法定納期限等」の意義について簡潔に説明しなさい。
- (2) 次の〔設例〕において、申告所得税①及び申告所得税②について、X税務署長が甲不動産及び乙不動産から徴収することができる金額を理由を付して答えなさい。
なお、土日、祝日等を考慮する必要はない。また、滞納処分費、延滞税、被担保債権の利息等の額を考慮する必要はない。

〔設例〕

Aは、申告所得税①(令和4年分修正申告分、法定納期限:令和5年3月15日、修正申告書提出日:令和6年9月12日)300万円を滞納しており、Aの唯一の固有財産である甲不動産(評価額500万円)について、令和7年5月1日にX税務署長が差押えをしている。なお、甲不動産には、債権者Cによって抵当権(債務者はA、被担保債権額300万円、令和5年8月1日設定)が設定されている。

Aの父であるBは、申告所得税②(令和6年分確定申告分、法定納期限:令和7年3月15日、確定申告書提出日:令和7年3月10日)400万円を滞納していたところ、令和7年11月1日に死亡した。Bの相続人はAのみであり、AはBの相続について単純承認をしている。

Bの遺産は、乙不動産(評価額300万円)のみであり、乙不動産には債権者Dによって抵当権(債務者はB、被担保債権額200万円、令和6年10月1日設定)が設定されているほか、令和7年7月1日にX税務署長により申告所得税②に係る差押えがされている。

Z－76－H〔第一問〕解 答

問 1

(1) 10

質問及び検査

1. 徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し質問し、その者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。「事業者等への協力要請」及び「罰則」において同じ）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (3) 滞納者に対し債権若しくは債務があった、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 滞納者が株主又は出資者である法人

2. 提出物件の留置き

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

(2) 10

(納税の猶予との関係)

税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

(換価の猶予との関係)

税務署長は、換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができる。

(滞納処分の停止との関係)

税務署長は、滞納者につき滞納処分を執行等することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めるため滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

問 2

(1) 法定納期限等は、納税者と取引をする第三者が、その納税者の国税の発生を予測できる時期をいい、個々の場合において適当と認められる期限が定められている。 5

(2) 15

- 申告所得税①：甲不動産から200万円 乙不動産からは徴収可能額はない。
- 申告所得税②：乙不動産から100万円 甲不動産からは徴収可能額はない。

(理由)

1. 相続等に対する効力

滞納者の財産について、滞納処分を執行した後、滞納者が死亡したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2. 甲不動産から徴収することができる金額

(1) 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先

納税者がその財産上に抵当権を設定している場合において、その抵当権が国税の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

甲不動産(評価額500万円)には、申告所得税①修正申告分300万円の法定納期限等(令和6年9月12日)以前に抵当権C(令和5年8月1日設定、設定被担保債権額300万円)が設定されているため、徴収可能額は200万円となる。

(2) 法定納期限等「相続があった日」

乙不動産に対する申告所得税②400万円を徴収するために執行された差押えに対して滞納処分(参加差押・交付要求)をした場合、「法定納期限等」は「相続があった日(令和7年11月1日)」となり、抵当権D(令和6年10月1日設定、被担保債権額200万円)設定されているため、やはり、優先抵当権となり差押所得税②及び参加差押(交付要求)所得税①の双方に優先する。

(3) 差押先着手による国税の優先

納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押えがあった場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押えに係る国税又は地方税に次いで徴収する。

申告所得税①は差押所得税②に劣後することになる。

このことから、徴収可能額は200万円となる。

(4) 「譲渡」について

譲渡とは、売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等をいい、相続は該当しない。よって、本問のBからAへの相続は譲渡ではないため、乙不動産に設定されているD抵当権については、「譲受前に設定された抵当権の優先」の規定は適用しない。

3. 乙不動産から徴収することができる金額

乙不動産(評価額300万円)には、申告所得税②確定申告分400万円の法定納期限等(令和7年3月15日)以前に抵当権D(令和6年10月1日設定、被担保債権額200万円)が設定されているため、「法定納期限等以前に設定された抵当権の優先」により、徴収可能額は100万円となる。

また、申告所得税①を徴収するための甲不動産に対する差押えに対して、滞納処分(参加差押・交付要求)をした場合、「法定納期限等」は「相続があった日(令和7年11月1日)」となるため、抵当権C(令和5年8月1日設定、被担保債権額300万円)は、優先抵当権となり差押所得税①及び参加差押(交付要求)所得税②の双方に優先する。

さらに、「差押先着手による国税の優先」の規定により、差押所得税①に劣後することになる。このことによっても、徴収可能額は100万円となる。

Z－76－H〔第二問〕問 題

〔第二問〕 - 60点 -

次の問1及び問2に答えなさい。
なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

問1

〔設例1〕において、Y税務署長が、令和8年1月時点で、Z社の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

〔設例1〕

1 飲食業を営むZ社は、令和8年1月現在、次の国税を滞納していた。

(1) 国税① 令和5年6月期消費税及び地方消費税の修正申告分 150万円
(法定納期限:令和5年8月31日、修正申告書提出日:令和7年8月28日)

(2) 国税② 令和7年6月期消費税及び地方消費税の確定申告分 300万円
(法定納期限:令和7年8月31日、確定申告書提出日:令和7年8月28日)

2 Y税務署長は、Z社の財産等の調査を行い、令和8年1月までに、次の事項を把握した。

(1) Z社は平成25年7月に設立された合資会社である。

設立時の社員は、E、F、G及びHであり、E及びFは無限責任社員、G及びHは有限責任社員である。

(2) Z社は、設立以来、堅調な業績で推移していたものの、近年においては、物価高等の影響を受け、次第に資金繰りが悪化した。

(3) 令和7年4月15日、Z社は、当座の資金を捻出するため、駐車場として使用している丙土地(丙土地には抵当権等の権利の設定はなかった。)を取引先Iへ100万円で売却した(同月20日付で所有権移転登記がされている。)

丙土地の価額は、上記の売却時は300万円であったが、令和8年1月時点では350万円に上昇した。

Iは登録免許税等、丙土地の取得のための費用として合計15万円を支払った。

なお、Iは国税徴収法施行令第14条第2項に掲げる滞納者と特殊な関係のある者ではなかった。

(4) Fは、E、G及びHの同意により、令和6年5月15日付でZ社を退社した(同月31日付で登記済。)

(5) Z社については、上記(3)の丙土地の売却以降、現在に至るまで、滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められなかった。

問2

Y税務署長は、問1の国税徴収法上の第二次納税義務を適用後、財産等の調査を進めたところ、次の〔設例2〕の事項を把握した。

Y税務署長は、Z社の滞納国税を徴収するため、E、G及びHに対して国税徴収法第34条の第二次納税義務の追及を検討している。そこで、E、G及びHに対して同条の第二次納税義務の追及をすることができるか、追及をすることができるとした場合はその責任を負う範囲について、根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

また、Y税務署長は問1の国税徴収法上の第二次納税義務者からの徴収等により、〔設例1〕の国税①②の一部を徴収しており、Z社の現時点の滞納額は合計200万円とする。

〔設例2〕

1 Z社は、業績回復が見込めないことから廃業するに至り、令和8年4月10日付で解散し、清算人にはGが選任されている(登記済)。

2 清算人であるGは、店舗設備の売却(時価相当額により売却されていた。)等によりZ社の滞納国税を除く未払金を全て返済し、その残余財産50万円について、Eに20万円、Gに15万円、Hに15万円分配することとし、それぞれの預金口座に振り込んだ。また、Hに対する貸付金債権10万円について債権放棄をした。

3 上記の残余財産の分配後、Z社には滞納処分を執行できる財産はない。

Z－76－H〔第二問〕解 答

問 1

1. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 25

(1) 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が追及できる。

- ① 滞納者がその財産につき無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分（国及び公共法人に対するものを除く。以下「無償譲渡等の処分」という。）を行ったこと。
- ② 無償譲渡等の処分が国税の法定納期限の1年前の日以後においてされたものであること。
- ③ 滞納者の国税につき滞納処分の執行（租税条約等の規定に基づく当該租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。）をしてもなお、その徴収すべき額に不足すると認められること。
- ④ 上記③の不足すると認められることが無償譲渡等の処分に基因すると認められること。

(2) 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は義務を免れた者である。

(3) 第二次納税義務の範囲

下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。

- ① 無償譲渡等の処分の時に滞納者の親族その他の特殊関係者である場合

……無償譲渡等の処分により受けた利益の限度

- ② 上記①以外の者である場合

……無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度

本問では、滞納者Z社が丙土地（価額 300万円）を100万円で取引先Iに売却をしている。売却は令和7年4月15日にされており、これは滞納国税①（法定納期限：令和5年8月31日）と滞納国税②（法定納期限：令和7年8月31日）の1年前の日以後に該当する。現在、丙土地の低額譲渡に起因した滞納国税の徴収不足が認められる。よって、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務をIに追求することができる。

IはZ社と特殊な関係のある者ではないため、無償譲渡等により受けた利益の現に存する限度の額が責任限度額となるが、受けた利益の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。

よって、売却時価額300万円-売却価額100万-取得費用15万＝185万円が責任限度額となる。

2. 合名会社等の社員の第二次納税義務 15

(1) 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、合名会社等の社員の第二次納税義務が追及できる。

- ① 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納したこと。
- ② その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。

(2) 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、合名会社等の無限責任社員である。この場合において、合名会社等の社員相互間では、連帯してその責に任ずる。

(3) 第二次納税義務の範囲

滞納国税の全額の第二次納税義務を負う。

本問では、Z社は合資会社であり徴収不足が認められるため、これに該当する。
無限責任社員はE、Fであるが、Fは退社登記（令和6年5月15日）をする前に納税義務が成立した国税で滞納しているものがないため、Fに第二次納税義務を追及することはでき、国税①150万円。Eが滞納国税の全額の責に任ずる。
よって、Eに国税①150万円+国税②300万円=450万円を追及できる。

問2

清算人等の第二次納税義務 20

① 成立要件

- 次のすべての要件に該当するときは、清算人等の第二次納税義務が追及できる。
- イ 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたこと。
 - ロ その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。

② 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（無限責任社員を除く。）である。

③ 第二次納税義務の範囲

下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。

- イ 清算人……………分配又は引渡しをした財産の価額の限度
- ロ 残余財産の分配又は引渡しを受けた者……その受けた財産の価額の限度

本問では、国税を納付しないで残余財産の分配をしており、滞納処分を執行できる財産はないと認められるためこれに該当し、無限責任社員Eを除くGとHに第二次納税義務を追及できる。
よって、Gに60万円、Hに25万円を追及できる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

〔第一問〕

問1は、基本的な内容である「質問検査」「差押えの解除」について問われた。いずれも、通常の講義で重要性を強調してきたテーマであり、かつ、個別理論問題でもあるので高得点が要求される。

問2については、「法定納期限等の意義」については正確な記述が要求される。一方、「相続関係」については、昨年「納付義務の承継」が問われたが、今年はそれ以外の「法定納期限等＝相続があった日」を中心とした問題であり、直前対策講義で説明した内容であるので、この点について言及した解答ができるかがポイントになる。

〔第二問〕

「第二次納税義務の事例問題」で5年連続、このテーマからの出題となる。(1)「合名会社等の第二次納税義務」については意表を突かれた感が拭えないが、(2)「清算人等の第二次納税義務」と(3)「無償譲渡等の第二次納税義務」については、「過去問」や「ファイナルチェック」などを通じて事例対策をすることを強調してきたので、これを忠実に実行した受験生は高得点を出すことができると思われる。(1)については、「無限責任社員」が対象となり、「退社した社員」への追及の可否。(2)については、「債権放棄」が「分配」に該当することや、当該第二次納税義務には「無限責任社員が除かれる」点を想起できたかがポイントになる。(3)については、「親族その他の特殊関係者以外の第三者」の場合の第二次納税義務の範囲は「現存利益」であるが、「親族その他の特殊関係者」に該当する場合の「受けた利益」を超えては追及されない点に気づいたかどうかで点差が開くと思われる。

全体として、基本から標準レベルの問題であるため、ハイレベルな争いになるだろう。

●合格ライン

〔第一問〕

予想配点による配点で35点が合格ラインになると思われる。

〔第二問〕

予想配点による配点で50点が合格ラインになると思われる。

合計得点でのボーダーラインは、予想配点による採点で70点、85点が合格確実と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
80 点 以上	－	次の科目に進みましょう。
65 点～80 点	平均点 以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点 未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
65 点 以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。